官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（八二）　四
○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（八三）　六
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（八四）　七
○愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法（八五）　七
〔政　令〕
○法務省組織令の一部を改正する政令（四〇五）　八
○住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（四〇六）　八
○登記手数料令の一部を改正する政令（四〇七）　九
○公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四〇八）　九
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（四〇九）　九
○薬剤師法施行令の一部を改正する政令（四一〇）　一〇
〔省　令〕
○住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**一〇八）　一〇
○建設業法施行規則及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一一九）　一三
〔その他告示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**総務**三九三）　一五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**三一四～三一一）　一四
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**三一三～三一五）　一三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**三一六～三一八）　一三
○与論空港の施設変更許可申請があった件（**国土交通**一〇六七）　一四
〔官庁報告〕
公聴会
与論空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一五
特殊法人等
損害保険契約者保護機構令和六事業年度決算、司法書士名簿登録等関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一九
会社その他
会社決算公告　二〇四

本号で公布された法令のあらまし

◇更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（法律第八十二号）（法務省）

第１　保護司法の一部改正

１　保護司の使命に関する規定の整備

保護司の使命に「社会環境の改善及び地域住民の活動の促進」を明記する等、規定を整備する。（第一条関係）

２　保護司の推薦及び委嘱に関する規定の整備

(1)　委嘱条件

イ　「人格及び行動について、社会的信望を有すること」を「人格識見が高いこと」に改める。（第三条第一項第一号関係）

ロ　「職務の遂行に必要な熱意を有すること」を「他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う意欲を有すること」に改める。（第三条第一項第二号関係）

(2)　委嘱手続

イ　保護司の委嘱は、保護司の多様性の確保に配慮しつつ行うものとする。（第三条第三項関係）

ロ　保護観察所の長は、保護司の職務の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保護司の推薦を行うに当たり、関係行政機関等の協力を得て、多様な人材の確保に資するように努めるものとする。（第三条第五項関係）

３　保護司の任期の延長

保護司の任期を二年から三年に延長する。（第六条関係）

４　保護司の職務の執行区域の弾力化

保護司は、特に必要があるときは、その置かれた保護区の区域外においても職務を行うことができるものとするとともに、当該区域外で職務を行うときは、事前又は事後に地方更生保護委員会又は保護観察所の長にその旨を報告するものとする。（第七条関係）